

～大森消防署からのお知らせ～

火災から尊い生命を守ろう

今年に入り住宅火災による死者が急増しています！！

令和4年中の東京消防庁管内の住宅火災による死者は26人（2月22日16時現在、速報値）発生し、**昨年**の同時期と比較すると**10人増加**となっています。

特に、**2月**に入ってからの死者は**19人**と急激に増加しており、死者に占める**65歳以上の高齢者の割合が約8割**と高くなっています。

東京消防庁では、高齢者等のお住まいに潜む火災危険等をアドバイスする「住まいの防火防災診断」などの対策を推進し、都民の皆様にご注意喚起を行っています。

※同時期とは1月1日から2月22日までの間、死者は自損を除く。



《出火防止対策等について》

近年の死者が発生した住宅火災の主な出火原因は、「たばこ」、「ストーブ」、「こんろ」となっており、**出火防止のポイント**は以下のとおりです。

●たばこ

火源の落下による出火が多く、不始末による火災も発生しています。

- ・寝たばこは絶対にしない。
- ・飲酒→喫煙→うたた寝に注意する。
- ・吸殻を灰皿にためない。
- ・吸殻は水で完全に消してから捨てる。
- ・火種を落とさないように安全な場所で喫煙する。



●ストーブ

可燃物と接触、可燃物の落下による出火が多くなっています。

- ・周囲に燃えやすいものを置かない。
- ・外出時や就寝時は必ず消す。
- ・給油は必ず消してから行う。
- ・ストーブの近くで洗濯物を乾かさない。



●こんろ

可燃物の接触による出火が多く、身に付けている衣服と火源の接触による火災も発生しています。

- ・調理中に離れない。
- ・周囲に燃えやすいものを置かない。
- ・防災品のエプロンやアームカバーを使用する。
- ・火が鍋底からはみ出さないように調節する。
- ・安全機能（Si センサー）付きこんろを使用する。



《住宅用火災警報器の設置と維持管理》

東京消防庁管内では、平成16年10月1日から新築の住宅に住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置が義務付けられ、**既存の住宅には、平成22年4月1日から設置が義務付けられています。**

住警器を設置することで、火災を**早期に発見し、速やかな通報や消火、避難が可能**となり、被害を防止・軽減することができます。

住警器は、全ての居室、台所及び階段に設置しましょう。



～住警器の設置と維持管理のポイント～

- 全ての居室、台所及び階段に必ず設置しましょう。
- 定期的に作動状態の確認や機器本体の清掃をしましょう。
- 設置から10年を経過したものは本体の交換をしましょう。
- 連動型の住警器や屋外警報装置付きの住警器を設置すると、より安心です。



《消火器の使い方》



リモート防災訓練
キュータと学ぼう！
消火器の使い方



YouTube 東京消防庁公式チャンネル

～初期消火のチェックポイント～

- 火事を見つけたら、大きな声で「火事だ！」と周りに知らせましょう。
- 消火器による消火の限界の目安は、炎が天井に達するまでです。
- 何が燃えているのか、しっかり確認しましょう。
- 逃げ道をしっかり確認しておきましょう。

問い合わせ先

大森消防署（警防課防災安全係地域防災担当） 3766-0119
馬込出張所 3776-0119 市野倉出張所 3755-0119
山谷出張所 3762-0119 森ヶ崎出張所 3742-0119